

住 宅 用 家 屋 証 明 書

租税特別措置法施行令

（ア）第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（a）新築されたもの

（b）建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

（c）新築されたもの

（d）建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

（e）新築されたもの

（f）建築後使用されたことのないもの

（イ）第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

（a）第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

（b）（a）以外

の規定に基づき、下記の家屋（ 年 月 日 ）がこの規定に該当

（ウ）新築

（エ）取得

するものであることを証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	上越市
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落
備 考	

令和 年 月 日

上越市長 小菅 淳一 印